

「国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託」に係る提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

3 参加表明手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加意向申出書（様式1）、誓約書（様式2）を提出して参加表明を行ってください。

(1) 提出期限 平成29年4月12日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市政策局政策課

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3126

(3) 提出方法 郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、政策局政策課にて受け付けます。（以下、同様）。

(4) 参加表明時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82円分の切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書（様式3）を郵送します。

なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式5）を送付いたします。

イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに横浜市政策局政策課まで提出してください。

ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

4 質問書（要領-1）の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 平成 29 年 4 月 21 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出先 3 (2)に同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
(注意) ・持参以外は着信確認を行ってください。
・持参又は郵送の場合は、質問書に回答送付用の電子メールアドレスを必ず明記してください。
- (4) 回答送付日及び方法 平成 29 年 4 月 28 日（金）電子メールにより送付します。

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、次の項目について、別添の所定の書式（様式 4、要領-2、要領-3、要領-4、要領-5、要領-6）に基づき作成してください。
 - ア 業務実施体制について（要領-2）
 - イ 予定技術者（資格者等）の経歴等について（要領-3）
業務実施体制（要領-2）に記載した全ての予定技術者について、今回業務と同種・類似業務を中心に経歴等を記入してください。
 - ウ 予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績について（要領-4）
業務実施体制（要領-2）に記載した全ての予定技術者について、本業務に生かせると考えられる同種・類似業務の実績及び成果を詳細に記入してください。
 - エ 提案内容について（要領-5）
用紙の大きさは A 3 版横（片面）、最大 1 頁とします。
 - オ 提案書の開示に係る意向申出書（要領-6）
- (2) 提案内容は、次の課題に対する提案とします。

課題：横浜市を強靱化する上での現状の課題と、今後のまちづくりを進めていく中で、どのような対応策を図るべきか

- (3) 業務実績及び提案内容に対して評価を行います。参考見積金額は評価の対象になりません。なお、提案内容に対する評価の基準は次のとおりです。
 - ア 国土強靱化に関する計画、又は防災に関する計画（地域防災計画、防災まちづくり計画など）策定の実績があるか
 - イ 本市の現状や地域特性を的確に把握しているか
 - ウ 本市を強靱化するにあたって、多面的・先進的な視点を持った提案であるか
 - エ 調査の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性のある提案であるか

オ 取組意欲の感じられる提案であるか

カ 男女共同参画に関する次の項目を満たしているか

(ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）

(イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満の場合のみ加算）

(ウ) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得

(エ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得

(オ) よこはまグッドバランス賞の認定の取得

(4) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

6 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 1 部

イ 提出期限 平成 29 年 5 月 17 日（水）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出先 3 (2)に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送

（注意） ・ 郵送の場合は一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

7 プロポーザルに関するヒアリング

プロポーザルに関するヒアリングは行いません。

8 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	政策局第2入札参加資格審査 ・業者選定委員会	国土強靱化地域計画策定に向けた 基礎調査委託プロポーザル評価委 員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の 特定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する 事
委 員	政策局 総務部長 総務課長 大都市制度推進課長 政策課長 男女共同参画推進課長 報道担当課長 共創推進課長 大学調整課長 基地対策課長 総務課担当係長	政策局 総務課長 総務局 危機管理室危機管理課担当課長 健康福祉局 企画課長 建築局 建築防災課長 都市整備局 企画課長

9 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの
- (3) 特定・非特定の通知
提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式6）により通知します。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否
プロポーザルを特定した者は、業務委託契約の締結にあたり、契約書の作成を要しません。
- (6) プロポーザルの取扱い
 - ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない

ものとして扱います。

イ 提出されたプロポーザルは、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる必要があります。

カ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

オ 特定されたプロポーザルを提出した者とは、後日、プロポーザル関係書類提出要請書及び特定されたプロポーザル等の内容に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

カ 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとして扱います。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

キ 概算業務価格（上限）は約 8,000 千円（税込）です。なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとして扱います。

(要領-1)

平成 年 月 日 (A4)

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

業務名：国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

【業務実施体制】

役割	予定技術者 (所属・役割)	資格等の有無	担当する分担業務の内容
管理技術者 (資格者等)		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
担当技術者 (資格者等)		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	
		有 ・ 無 資格名称： 登録日： 登録No.：	

注：所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載してください。また、有資格者については資格を証する書類（技術士登録等証明書の写し等）を添付してください。

【予定技術者（資格者等）の経歴等】

役割 技術者（資格者等）	氏名	生年月日
担当する分担業務の内容		
所属・役職		
所有技術者（資格者）資格（資格の種類、部門、取得年月日）		
業務経歴等		
その他（発表論文・表彰等の業績）		
手持ち業務の状況（ 年 月 日現在）		
業務名称	発注機関名称	履行期限

注1：役割欄は、管理・担当技術者などの別を記入ください。

注2：業務経歴、その他については、今回業務と同種・類似業務等を中心に記入ください。

【予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績】

役 割		氏 名	
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			
業務名		実施期間	
発注者		契約金額	
業務概要			

注1：役割欄は、管理・担当技術者（資格者等）の別を記入ください。また、契約書及び仕様書等を添付してください。

【提案内容】



(要領-6)

年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

- 上記の件について、
1. 提案書の開示を承諾します。
 2. 提案書の非開示を希望します。
- 理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

(様式1)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(様式2)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 平成 29 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されています。
- 2 1 の名簿において、登録種目「各種調査企画」の細目「コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を 2 位以上に登録しています。
- 3 国土強靱化に関する計画、又は防災に関する計画（地域防災計画、防災まちづくり計画など）策定の実績があります。
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していません。
- 5 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年ではありません。
- 6 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者ではありません。
- 7 銀行取引停止処分を受けていません。
- 8 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続開始の申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)ではありません。
- 9 参加意向申出書および提案書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（最近改正平成 28 年 4 月 1 日）の規定による指名停止を受けません。
- 10 国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託の完了まで、業務を履行できます。

以上

(様式3)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

結果：資格を有することを認めます。

結果：次の理由により、資格を有することを認められません。

(理由) ××のため

※上記理由について説明を希望される方は、平成 29 年 4 月 28 日までに政策局政策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 政策局政策課

氏名 小林

電話 045-671-3126

E-mail ss-seisaku@city.yokohama.jp

(様式4)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

添付書類

- 1 業務実施体制（要領－2）
- 2 予定技術者（資格者等）の経歴等（要領－3）
- 3 予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績（要領－4）
- 4 業務の実施方針及び実施手法（要領－5）
- 5 提案書の開示に係る意向申出書（要領－6）
- 6 参考見積書

連絡担当者

所属 政策局政策課

氏名 小林

電話 045-671-3126

E-mail ss-seisaku@city.yokohama.jp

(様式5)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

1 提出書類

- (1) 質問書様式（提出期限 平成 29 年 4 月 21 日（金））
- (2) 提案書（提出期限 平成 28 年 5 月 17 日（水））

2 その他関係書類

- (1) 業務説明資料
- (2) 提案書作成要領
- (3) 様式類（参考）

※その他関係書類は、横浜市政策局ホームページの入札・契約状況からダウンロード可能です。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/soumu/keiyaku/keiyaku.html>

連絡担当者

所属 政策局政策課

氏名 小林

電話 045-671-3126

E-mail ss-seisaku@city.yokohama.jp

(様式6)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者
横浜市政策局長 小林一美

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

結果：最適であると特定しました。 契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、平成29年 月 日までに政策局政策課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 政策局政策課

氏名 小林

電話 045-671-3126

E-mail ss-seisaku@city.yokohama.jp